

【オーストラリア】2025 年選挙立法（選挙制度改革）改正法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

＊2025 年 2 月、1918 年連邦選挙法を改正し、上下両院議員、候補者、政党等への寄附に関し、開示基準額の引下げ、迅速な開示、上限額の設定等を規定する法律が制定された。

1 背景及び経緯

豪州連邦議会の「選挙問題に関する合同常任委員会（Joint Standing Committee on Electoral Matters）」は、上下両院の決議に基づき設置され、議会期（parliamentary term. 総選挙後最初の召集日から下院の解散又は任期満了日まで。）ごとに、直前に行われた連邦議会選挙について審査を行い、豪州の選挙制度が適切かつ目的にかなうものであり続けるよう連邦政府等に勧告を行うことを任務とする¹。

同委員会は、2022 年 5 月 21 日に実施された連邦議会選挙について、①政治献金関連法の改革、特に「リアルタイム」での情報開示や開示基準額（disclosure threshold）の 1,000 豪ドル²（以下「ドル」）への引下げの妥当性、②政治資金制度改革、特に選挙費用の支出上限額の設定や政党・候補者への公費補助の可能性等³の観点から審査を行い、2023 年 6 月 19 日に 15 項目の勧告を含む中間報告を、同年 11 月 27 日に 21 項目の勧告を含む最終報告を行った⁴。

これらの勧告の一部に対処するため、2025 年 2 月 20 日、2025 年選挙立法（選挙制度改革）改正法⁵（以下「改正法」）が制定された。主な被改正法は、1918 年連邦選挙法⁶である（以下改正法により改正された 1918 年連邦選挙法の条名は、「新第〇条」と表記する。）。

2 改正法の概要

（1）構成及び施行日

改正法は、全 4 か条（略称、施行日、改正法の運用の見直し等）、附則 12 編（第 1：主な定義、第 2：寄附の迅速な開示、第 3：寄附額の上限、第 4：[選挙費用の] 支出額の上限、第 5：報告書、第 6：連邦選挙運動 [資金] 口座、第 6A：連邦管理口座⁷、第 7：行政支援金及び選挙

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 6 月 11 日である。[] 内は筆者による補記。

¹ Joint Standing Committee on Electoral Matters, *Conduct of the 2022 federal election and other matters: Final report*, Canberra: Commonwealth of Australia, 2023.11, p.vii. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportjnt/RB000172/toc_pdf/Conductofthe2022federalectionandothermatters.pdf>

² 1 豪ドルは、約 90.7 円である（令和 7 年 6 月分報告省令レート）。

³ Joint Standing Committee on Electoral Matters, *op.cit.*(1), p.xi.

⁴ 勧告は、例えば、政治献金開示基準額の 1,000 ドルへの引下げ（中間報告勧告 1）等のほか、政治献金の透明性を高めるため、連邦選挙法における「寄附（gift）」の定義の改正（同勧告 3）、連邦議会選挙における寄附額への上限の設定（同勧告 4）などがある。中間報告（Joint Standing Committee on Electoral Matters, *Conduct of the 2022 federal election and other matters: Interim Report*, Canberra, Commonwealth of Australia, 2023.6.）及び最終報告（*op.cit.*(1)）で行われた勧告の詳細については、*op.cit.*(1), pp.xiii, xvii を参照。

⁵ Electoral Legislation Amendment (Electoral Reform) Act 2025, No.16, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00016/asmade/text>>

⁶ Commonwealth Electoral Act 1918, No.27, 1918. <<https://www.legislation.gov.au/C1918A00027/latest/text>> なお、改正法により 1984 年国民投票（手続規定）法（Referendum (Machinery Provisions) Act 1984, No.44, 1984. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02908/latest/text>>）も改正されたが、用語の定義の追加等、軽微な改正にとどまる。

⁷ Federal administrative accounts. 登録政党又は無所属議員の活動の管理・運営のための支出（政党職員の報酬、研修費用等も含まれる。）に充てるため開設される口座（新第 287 条、新第 287AAA 条）。

資金、第 8：上院グループ⁸、第 9：コンプライアンス及び執行権限、第 10：手続規定の改正、第 11：経過的〔事項を規定する〕規則〕から成る。附則の施行日は、①2025 年 2 月 21 日（第 1、第 5 及び第 9 のそれぞれ一部、第 10、第 11）、②2026 年 7 月 1 日（第 1、第 5、第 8 及び第 9 のそれぞれ一部、第 2～第 4、第 6～第 7）である。

（2）主な内容

（i）開示基準額の引下げ（附則第 1、施行日②、中間報告勧告 1）

開示基準額を 1 万 3800 ドル⁹から 5,000 ドルに引き下げた（新第 287 条第 1 項）。開示基準額には消費者物価指数が反映される（新第 321AA 条。附則第 3）。

（ii）寄附の「リアルタイム」開示（附則第 2、施行日②、中間報告勧告 2）

個人又は団体（寄附者）が「選挙費用を負担し、又は選挙関連事項（electoral matter）を作り出し、若しくは伝達する目的」¹⁰のために行った寄附¹¹を、個人又は団体（受領者。上下両院議員、候補者、登録政党等）が受け、かつ(a)当該寄附の金額等が開示基準額を超え、又は／及び(b)当該受領者が当該寄附者から受けた寄附の金額等の 1 暦年の合計が開示基準額を超えた場合には、受領者や寄附者等は、選挙管理委員会に通知しなければならない。通知義務に反した場合民事罰（60 ペナルティユニット¹²又は寄附の金額等の 3 倍のうち高い方の額）が科される（新第 303A 条、第 303E 条）。通知への記載事項（受領者名ほか）は、新第 303B 条に規定される。

今回新たに、選挙管理委員会への通知は、次の(a)～(c)の終了前までに行われなければならないこととされた。寄附の受領が(a)迅速通知期間¹³中の場合：受領から 24 時間以内、(b)選挙期間¹⁴中かつ(a)の期間ではない場合：受領日から 7 日間、(c)上記(a)(b)以外の場合：受領日の翌月 21 日（新第 303 条第 2 項）。今回の改正前は、一会計年度中（7 月 1 日～翌年 6 月 30 日）の開示基準額を超える寄附は、選挙管理委員会に提出する年次報告書への記載が義務付けられていた。

（iii）寄附額に上限を設定（附則第 3、施行日②、中間報告勧告 4）

同一寄附者が同一個人又は団体に対し、同一暦年に寄附できる上限額（annual gift cap）を新たに設け、5 万ドルとした（新第 302B 条、302BA 条。消費者物価指数が反映される。第 321A 条）。また、寄附者が上下両院議員、候補者、登録政党等に 1 暦年に寄附できる総額に上限（overall gift cap）を設け、annual gift cap の 32 倍と規定した（新第 302B 条、第 302CI 条）。

（iv）選挙支出に上限を設定（附則 4、施行日②、中間報告勧告 5）

登録政党等の選挙支出¹⁵に連邦全体（Federal cap. 9000 万ドル）、選挙区単位（Divisional cap. 80 万ドル）、上院（Senate cap. 上院基本額 20 万ドルに各州・準州の選挙区数を乗じて算出する。）ごとに上限を設けた（新第 302ALA 条、第 302AMA 条、第 302AMB 条、第 302AMC 条）。

⁸ 連邦議会上院選挙において、投票用紙上に氏名がグループ化されて表示される候補者の集合体。有権者がグループ投票を行う場合の投票の単位となる。木村志穂「オーストラリア選挙委員会の政治資金監督機能」『レファレンス』709 号, 2010.2, p.83. <<https://doi.org/10.11501/1166408>>

⁹ 毎年物価スライドにより調整され、7 月 1 日に改定が行われる。なお、2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの金額は、1 万 6900 ドルである。“Disclosure threshold.” Australian Electoral Commission website <https://www.aec.gov.au/parties_and_representatives/public_funding/threshold.htm>

¹⁰ federal purpose. 第 287 条第 1 項。electoral matter とは選挙人の投票行動に影響を与える事柄をいう（第 4AA 条）。

¹¹ 寄附の定義並びに寄附に含まれるもの及び含まれないものの詳細は、新第 287AAB 条に規定される。

¹² 1 ペナルティユニットは、330 ドル（2025 年 6 月 11 日現在）。

¹³ expedited notice period. 投票日直前の土曜日に始まり、投票日後 7 日目の末日まで（新第 303 条）。選挙期間（後掲注(14)）とともに改正法により追加された定義である。なお連邦選挙は、必ず土曜日に行われる（第 158 条）。

¹⁴ election period. 選挙執行の令状発行日から、投票日の、投票可能な最も遅い時間まで（新第 303 条）。

¹⁵ electoral expenditure. 選挙関連事項の作成又は伝達を主たる目的として行われた支出（新第 287AB 条第 1 項）。